# ○海上自衛官採用時身体検査の実施要領について（通達）

昭和５７年３月４日
海幕衛第７７７号

改正　平成２年９月５日　海幕衛第4491号〔第１次改正〕
平成５年10月25日　海幕衛第4765号〔第２次改正〕
平成６年９月７日　海幕衛第3946号〔第３次改正〕
平成７年８月９日　海幕衛第3522号〔第４次改正〕
平成11年４月26日　海幕衛第1901号〔第５次改正〕
平成12年３月27日　海幕衛第1518号〔第６次改正〕
平成14年４月18日　海幕衛第2253号〔第７次改正〕
平成18年11月15日　海幕衛第6851号〔第８次改正〕
平成19年４月18日　海幕衛第2755号〔第９次改正〕
平成19年10月10日　海幕衛第6824号〔第10次改正〕
平成26年10月16日　海幕衛第8931号〔第11次改正〕
平成28年３月16日　海幕衛第81号　〔第12次改正〕
平成31年４月26日　海幕衛第152号　〔第13次改正〕
令和６年４月１日　海幕衛第108号　〔第14次改正〕

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

海上自衛官採用時身体検査の実施要領について（通達）

標記について、自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和２９年防衛庁訓令第１４号）第８条の規定に基づき、下記の通り定める。

記

１　趣　旨

海上自衛隊における採用時身体検査の実施方法及び判定基準の細部について定めるものである。

２　用語の意義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）受験者

身体検査の対象者をいう。

（２）判定医官

受検者について、隊員としての適否を判定する医師たる隊員をいう。

（３）計測等検査

身長、体重の検査をいう。

（４）採用時身体検査

選考時身体検査及び入隊時身体検査をいう。

（５）選考時身体検査

採用予定者を選考する際の身体検査をいう。

（６）入隊時身体検査

採用予定者を入隊させる際の身体検査をいう。

３　検査項目及び時期

別紙第１のとおり。

４　検査方法及び判定要領等

（１）身体検査教範に基づくほか、別紙第２及び別紙第３により実施する。

（２）問診を行う際は、別に定める身体検査問診表を使用する。

（３）判定医官及び検査を担当した医師又は歯科医師（部隊の医師又は歯科医師を含む。）は、判定又は検査を行った場合は、直ちに別に定める採用時身体検査表に所要の事項を記載しなければならない。

５　場　所

自衛隊の病院及び医務室

添付書類：別紙第１～別紙第３

別紙第１

検査項目及び時期

| 項 目 | 項 目 |
|---|---|
| 1 胸部Ｘ線撮影 | 11 聴 器 |
| 2 身 長 | 12 視 器 |
| 3 体 重 | 13 直腸肛(こう)門 |
| 4 聴 力 | 14 泌尿生殖器 |
| 5 視 力 | 15 鼻腔副鼻腔口腔咽喉(いんこう) |
| 6 色 覚 | 16 胸 部 |
| 7 尿 | 17 腹部内臓 |
| 8 皮 膚 | 18 脳神経・精神 |
| 9 関 節 | 19 歯 等 |
| 10 脊柱その他骨格 | 20 血 圧 |

注意：１　選考時には、上記全項目を実施する。

２　入隊時には、原則として以下の項目を実施する。

(１)選考時から入隊時までの間に罹患したあるいは再燃した傷病の有無等の問診

(２)妊娠反応検査

(３)条件付合格となった項目

３　条件付合格については、入隊時に当該項目が合格基準に達していることを検査する。

４　３か月以内に選考時身体検査を受検する者は、採用試験区分を問わず、さきに実施した検査結果をもって判定することができる。

５　歯等の疾患を有する者は、入隊時までに完治しておくよう指示するものとする。

別紙第２

検査方法及び判定要領

| 区 分 | 細 部 要 領 |
|---|---|
| １ 総合判定 | 判定に当たっては、自衛官として、隊務を支障なく遂行する能力が基準となり、各検査項目を詳細に検討し、不十分なもの及び疑問のあるものについて、再検査を行った後に総合判定を行う。なお、疾患により判定に疑義が生じた場合には、各専門医官との協議の上判定するものとする。 |
| ２ 条件付合格 | ⑴ 隊務に支障がないということは、入隊後の教育訓練その他予想される職務を異常なく遂行できるということであるが、疾病異常が認められる場合でも、それが入隊までの極めて短期間の治療により快復すると認められる場合及び治療をしなくても隊務により疾病異常を悪化させることがないと見込まれる場合を含めても差し支えない。<br>⑵ 条件付合格は、自衛官候補生の選考時身体検査にのみ認められた判定区分であり、入隊時身体検査において条件付合格とすることはできない。そのため、条件付合格となった項目が入隊時身体検査時において基準を満たさなかった場合は、不合格となり採用が取り消しになることについて当該受験者には十分な説明が必要である。<br>⑶ 条件付合格は、原則として疾患について適用されるものである。ただし、計測等検査のうち１項目のみが基準に達していない場合であって他に全く欠陥が無く、かつ、年齢等を考慮して入隊時身体検査時に基準に達する見込みのある者については、条件付合格とすることができる。この場合において、条件付合格と判定するときは、判定医官は、身体検査表の適宜の場所にその旨を明記の上、押印し、責任の所在を明確にしなければならない。 |
| ３ 身 長 | 身長は、日差(1.7㎝)及び計測誤差(0.8㎝)を考慮し再検査に配慮する。なお、身長が低い場合には、不合格疾患による低身長の可能性があるため家族歴、既往歴、自覚症状等の問診及び内科診察により、不合格疾患に伴う徴候でないことを慎重に鑑別しなければならない。 |
| ４ 体 重 | 日差(1.1kg)を考慮し再検査に配慮する。 |
| ５ 視 力 | 視力は、眼鏡(コンタクトレンズを含む。)及び近視矯正手術(角膜屈折矯正手術及び有水晶体眼内レンズ挿入術等)による矯正を認める。なお、本通達でいう裸眼とは眼鏡等の矯正用具を使用しない場合のことをいい、近視矯正手術眼は裸眼として取り扱う。<br>⑴ 受験者持参の眼鏡等を着用させ矯正視力を測定する。眼鏡等を持参していない受験者は裸眼視力を測定する。遮眼子で左眼を覆わせ、右眼から検査する。ただし、いずれか一方の視力がよいことが明らかなときは、悪い方の眼から始める。<br>⑵ 視力は、同大の視標のうち過半数(５分の３以上を基準とする)の視標が読めたものの最小視標の視力値を測定値とする。裸眼視力の検査は視標０．４から、矯正視力の検査は視標０．６から測定を始め、順次小さい視標を読ませる。視力合格基準を満たした時点で終了する。<br>⑶ 眼鏡等を持参していない受験者の裸眼視力が合格基準を満たさないとき、又は受験者持参の眼鏡等を用いても矯正視力が合格基準を満たさない場合は、板付レンズ等を用いて矯正視力を測定する。<br>⑷ 視力は、測定値を左右眼ごとに記入する。測定値は、次の例のとおり身体検査表に記載する。ア 矯正視力が０．８の場合は、「(０．８)」と記載する。イ 裸眼で０．４を読めない場合は、「０．４未満」と記載する。ウ 矯正で０．６を読めない場合は、「(０．６未満)」と記載する。 |

<table>
<tr><td>6 色 覚</td><td>⑴ 受検者全員を対象に、石原色覚検査表Ⅱによる検査で第１表から第１５表及び第３２表から第３８表までのうち、誤りの数が４表以下であれば合格とする。<br>⑵ 誤りの数が５表以上の者には、パネルD−15 色覚検査器を用いて検査する。２分以内に色標を正しく配列できた者は、色盲又は強度の色弱でないものとする。<br>⑶ 検査結果は、パネルD−15 色覚検査記録表(付紙様式)に記入し、身体検査表に添付する。</td></tr>
<tr><td>7 聴 力</td><td>秒時計法(ストップウォッチ)により判定困難な場合は、聴力計法(オージオメーター)で聞き分けるものを合格とする。<br>合格基準は、次のとおりである。
<table>
<tr><td></td><td>1,000Hz</td><td>4,000Hz</td></tr>
<tr><td>一 側</td><td>30dＢ以下</td><td>30dＢ以下</td></tr>
<tr><td>他 側</td><td>50dＢ以下</td><td>50dＢ以下</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>8 不合格疾患</td><td>付表による。</td></tr>
</table>

付紙様式

# パネルD－15色覚検査記録表

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（　　歳）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 判　定 | 合<br>（パス） | 否<br>（フェイル） | |
| 異常型 | 第１<br>（PROTAN） | 第２<br>（DEUTAN） | 第３<br>（TRITAN） |

検査年月日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

検査場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

検　査　者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

判定医官＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

１回目

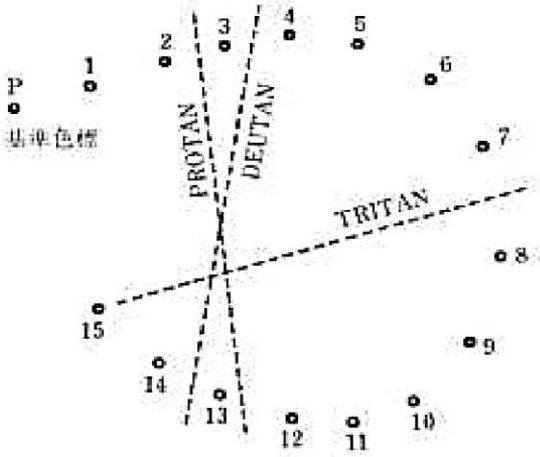


| 基準配列 | P | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １回目配列 | P | | | | | | | | | | | | | | | |
| 再検査配列 | P | | | | | | | | | | | | | | | |

記　事

再検査

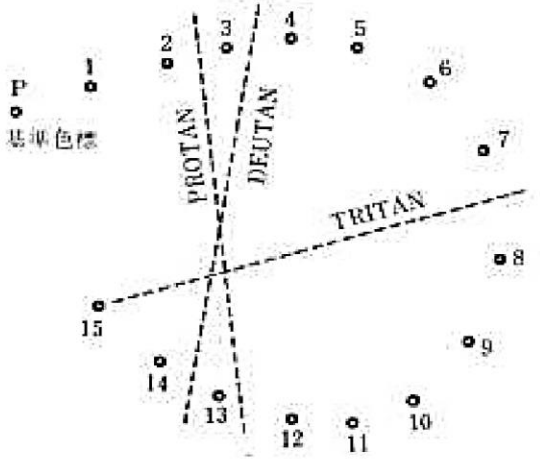

付　表

# 不合格疾患

<table>
<tr><th>区　分</th><th>細　部　要　領</th></tr>
<tr><td>共通事項</td><td>⑴ 疾患によっては、既往歴のみで不合格とされるものがあるので、既往歴は、詳細かつ確実に記載させる。不備な場合は、問診に際して細部まで聴取し、入院の有無、傷病名、程度、時期等を明らかにしておく。<br>⑵ 不合格疾患又は不合格条項として記載されているもの以外でも、隊務に支障があると認められるものは不合格とする。</td></tr>
<tr><td>１ 感染症及び寄生虫症(局所の感染を除く。)</td><td>⑴ 開放性結核、腸チフス、パラチフス長期保菌者等の「集団感染の可能性のある感染症に罹患している、又はその疑いがあるもの」は全て不合格である。<br>⑵ 結核、慢性骨髄炎、寄生虫疾患(フィラリア、吸虫症等)等の「難治性の慢性感染症があり、隊務に支障があるもの」は全て不合格である。<br>⑶ 感染性心内膜炎後の心弁膜疾患、梅毒後の神経障害、髄膜炎後遺症等「感染症及び寄生虫症の後遺症があり、隊務に支障があるもの」は全て不合格である。</td></tr>
<tr><td>２ 新生物</td><td>「良性新生物であるが、治療を要し、隊務に支障があるもの」とは、機能に障害を及ぼす可能性の高いもの、装具の着用を妨げるもの等をいう。</td></tr>
<tr><td>３ 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害</td><td>⑴ 血球算定検査等は実施していないので、家族歴、既往歴、自覚症状等の問診及び他覚所見を確実に把握して判定を行う。<br>⑵ 造血幹細胞異常に基づく疾患(再生不良性疾患、骨髄異形成症候群、発作性夜間ヘモグロビン尿症、骨髄増殖症候群等)は、既往があれば不合格とする。<br>⑶ 「貧血、多血症又は赤血球の機能異常等で隊務に支障があるもの」は不合格であるが、鉄欠乏性貧血等で現在治癒しており、再発しないと判断されるものは合格とする。</td></tr>
<tr><td>４ 内分泌、栄養及び代謝疾患</td><td>⑴ 生化学及び内分泌学的検査は実施していないので、前項同様に自覚症状及び既往歴の確実な聴取により判定を行う。<br>⑵ 「過度の肥満を呈するもの」の基準は次表のとおりとするが、入隊後の改善が期待される者及び運動選手等で筋肉が発達していることにより基準を超過していると判定される者はこの限りではない。<br>体重が基準を超えているものに対しては、インピーダンス法又は皮脂厚計を用いて体脂肪率を測定し、男性30%未満、女性35%未満を合格とすることが望ましい。
<table>
<tr><th>区分<br>身長</th><th>男性自衛官等及び<br>男子学生</th><th>女性自衛官等及び<br>女子学生</th></tr>
<tr><td>140.0cm～</td><td>―kg 以上</td><td>52kg 以上</td></tr>
<tr><td>142.0～</td><td>―</td><td>53</td></tr>
<tr><td>145.0～</td><td>―</td><td>55</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>148.0～</td><td>―</td><td>57</td></tr>
<tr><td>150.0～</td><td>65</td><td>58</td></tr>
<tr><td>152.0～</td><td>67</td><td>59.5</td></tr>
<tr><td>155.0～</td><td>69</td><td>62</td></tr>
<tr><td>158.0～</td><td>71.5</td><td>64.5</td></tr>
<tr><td>161.0～</td><td>74</td><td>67</td></tr>
<tr><td>164.0～</td><td>76.5</td><td>69.5</td></tr>
<tr><td>167.0～</td><td>79</td><td>72</td></tr>
<tr><td>170.0～</td><td>81.5</td><td>74.5</td></tr>
<tr><td>173.0～</td><td>84</td><td>77</td></tr>
<tr><td>176.0～</td><td>86.5</td><td>79.5</td></tr>
<tr><td>179.0～</td><td>89</td><td>82</td></tr>
<tr><td>182.0～</td><td>91.5</td><td>85</td></tr>
<tr><td>185.0～</td><td>94</td><td>88</td></tr>
<tr><td>188.0～</td><td>96.5</td><td>91</td></tr>
<tr><td>191.0～</td><td>99</td><td>94</td></tr>
</table>
ただし、この表の基準を超えていない場合でも、運動能力が著しく低いと考えられる者は、不合格とすることができる。</td></tr>
<tr><td>5 精神及び行動の障害</td><td>⑴ 「その他の精神及び行動の障害」には、神経症性障害(不安障害、強迫性障害等)、ストレス関連障害(外傷後ストレス障害、適応障害等)、解離性(転換性)障害、身体表現性障害(身体化障害等)、摂食障害等が含まれる。<br>⑵ 自殺企図の既往については、基礎疾患の有無に係わらず不合格とする。</td></tr>
<tr><td>6 神経系の疾患</td><td>⑴ 原因を問わず、基本動作に支障があるものは全て不合格とする。<br>⑵ 神経・筋疾患が疑われるときには、中枢神経、筋力、筋萎縮の有無など運動系、表在感覚、深部感覚、深部腱反射、小脳症状、膀胱直腸障害及び歩行障害について基本的な神経学的検査を行う。<br>⑶「中枢神経系の炎症性疾患、変性疾患、脱髄疾患、代謝性疾患、自己免疫疾患、ミエロパチー、末梢神経疾患、筋疾患」の既往歴があっても、完全に治癒していて後遺症がなく、今後も神経障害を生じる可能性が低いものは除外する。ウイルス性髄膜炎、ギランバレー症候群及び急性散在性脳脊髄炎の既往があるが、現在無症状であるもの等がこれに該当する。<br>(4)「反復性の頭痛、神経痛を呈し隊務に支障があるもの」とは、緊張型頭痛、偏頭痛、群発頭痛、三叉神経痛、舌咽神経痛、坐骨神経痛等が頻回に起こり、かつ、症状が重いために、隊務に支障をきたすと判断されるものをいう。<br>(5)「てんかん」は、服薬により発作や脳波異常が抑えられていても不合格である</td></tr>
</table>

| | |
|---|---|
| | ので、詳しく病歴を調査して服薬の有無を確かめる必要がある。ただし、中心・側頭部に棘波をもつ良性小児てんかん（いわゆる、ローランドてんかん）の既往であって、てんかんに係る発作が服薬なしで過去５年間なく、医師により今後も再発のおそれがないと診断された場合は、再発の可能性がないものとして取り扱って差し支えない。<br>なお、当該既往歴の確認は診断書等により確認すること。<br>(6)「血管迷走神経性失神」は、頻回に繰り返す例があるので、発作回数を確認して判断する。「脳震とう」後に頭部外傷後症候群を生じる例があるので、現在の症状(慢性的な頭痛、めまい等)について詳しく問診を行う。 |
| ７ 眼及び付属器の疾患 | 板付レンズ等による矯正不能の者及び色覚異常の者は、検査官自ら再検査を行う。<br>⑴「高度な兎眼及び高度の眼瞼の外反、内反、欠損」とは、常時眼軟膏等による治療が必要なものである。「眼瞼の下垂」については、他動的に眼瞼の挙上を行わないと視力不良のものは不合格とする。「眼瞼のけいれん」については、内服、注射等の治療を必要とするものは不合格とする。<br>⑵「高度の流涙症」とは、常時涙液を拭き取る必要があるものであり、「高度の涙液分泌減少症」とは、常時点眼薬の使用が必要なものである。<br>⑶「高度の瞼球癒着」とは、眼球運動障害を来しているものをいう。<br>⑷「進行性又は再発性の角膜、強膜、虹彩、水晶体、硝子体、脈絡膜、網膜及び視神経疾患や緑内障があるもの」は将来視力障害を来すおそれがあるために不合格とする。<br>⑸「夜盲症」は、問診以外による発見は困難であるので、家族歴を含めた十分な問診が必要である。<br>⑹「後天性の眼球震とう症及び複視」は、頭蓋内疾患が強く疑われるので不合格とする。 |
| ８ 耳及び乳様突起の疾患 | ⑴「耳介の欠損又は著しい変形を呈するもの」は、装具の着用を妨げることを基準として判断する。<br>⑵「高度な外耳炎」とは、頻回に治療を受けても治癒に至らないものをいう。<br>⑶「耳漏を繰り返す慢性中耳炎」とは、耳漏が認められるか、又は年に数回以上耳漏を繰り返すものをいう。<br>⑷「中耳真珠腫症」は、全ての真珠腫中耳炎を含む。<br>⑸「メニエール病及びその他の反復するめまい発作の既往歴」は、内耳性であるか否かについて鑑別するとともに、その程度の軽重を検討して合否の判断を行う。この際、特に反復して発生するか否かについて、特に留意しなければならない。 |
| ９ 循環器系の疾患 | 循環器系の疾患の判定に当たっては、既往歴及び運動歴等を詳細に問診するとともに、適宜心胸郭比及び血圧等の所見も参考にして行う。<br>⑴ 高血圧、頻脈(毎分 100 以上)、徐脈(毎分 50 以下)、脈の不整等を認めた場合 |

| | |
|---|---|
| | には、努めて 12 誘導心電図検査を行う。<br>⑵ 「高血圧」とは、安静椅座位で測定して、収縮期血圧 140㎜Hg 以上、拡張期血圧(第５点をとる。ただし、コロトコフ音が 0 まで聞こえる場合は第４点をとり、その旨注記する。)90㎜Hg 以上のものをいう。異常がある者は、安静臥床させた後、再度測定する等の着意が必要である。高血圧のある場合には、胸部Ｘ線写真の心胸郭比が 50%以上であり、かつ、心電図検査にて左室肥大所見がある場合には、心臓に合併症があると判定する。<br>⑶ 「低血圧」とは、一般的に収縮期血圧 100㎜Hg 未満のものをいうが、無症状のものは不合格としない。失神、めまい、立ちくらみ等の症状が反復して出現するために治療が必要と判断されるものを不合格とする。<br>⑷「起立性低血圧」とは、仰臥位から立位をとった際に、血圧が少なくとも 20㎜Hg 以上低下し、めまいや立ちくらみ等の低血圧症状を呈するものをいうが、症状の出現が頻繁であり、治療が必要と判断されるものを不合格とする。<br>⑸ 「心不全状態にあるもの又はその既往のあるもの」は、全て不合格である。<br>⑹ 「重症不整脈」には、徐脈性不整脈として、脳虚血症状を伴う高度の洞性徐脈、洞機能不全症候群、洞停止、洞房ブロック、MobitzⅡ型第２度房室ブロック、第３度房室ブロック、左脚ブロック、固有心室調律等を、頻脈性不整脈として、高度の洞性頻脈、頻発する上室性期外収縮、頻発する心室期外収縮、上室性頻拍、頻脈発作の既往のある早期興奮症候群(ＷＰＷ症候群等)、心房粗動、心房細動、心室頻拍等を含む。<br>⑺ 高度の洞性徐脈は、おおむね毎分 50 以下を基準とするが、毎分 40 台の徐脈は、運動選手ではまれでなく、それ以外の健常人でも認めることがあるので、めまい、立ちくらみ、失神等の脳虚血症状を伴うものを不合格とする。<br>⑻ 無症状であっても、２秒以上の洞停止を認めるものは不合格とする。<br>⑼ 高度の洞性頻脈は、おおむね毎分 100 以上を基準とする。ただし、精神的緊張のため、基準を超える頻脈となる場合もあるので、緊張をほぐした後に再検査する等の配慮が必要である。<br>⑽ 上室性期外収縮は健常者でもおこり得るが、基礎心疾患を有するもの又は症状を有する等のために治療を要するものは不合格である。基礎心疾患がないか不明であり、無症状及び無治療の場合は、心電図上１分間に１－２回出現するものは合格とし、３回以上出現するもの又は３連発以上出現するものは不合格とする。<br>⑾ 心室性期外収縮は健常者でも起こり得るが、基礎心疾患を有するもの、又は症状を有する等のために治療を要するものは不合格である。基礎心疾患がないか不明であり、無症状かつ無治療の場合で、心電図上複数の「心室性期外収縮」 |

| | |
|---|---|
| | を認める場合は、１分間に３回以上出現するもの、多源性のもの又は２連発以上のものは不合格とする。<br>⑿ 上室性頻拍、心房粗動、心房細動、心室頻拍又は心室細動は、その既往を含めて不合格である。ＷＰＷ症候群やＬＧＬ症候群等の早期興奮症候群は、頻脈発作の既往のある場合に不合格とする。<br>ただし、上室性頻拍のうち房室結節回帰性頻拍及び頻脈発作の既往のある早期興奮症候群（ＷＰＷ症候群等）のカテーテルアブレーション治療後２年以上を経過し、再発がないものは除く。当該既往歴の確認は診断書等により確認すること。<br>⒀ 「心臓手術の既往歴があるもの」のうち、「合併奇形のない心房中隔欠損症（二次孔欠損）及び動脈管開在症の根治手術後５年以上経過し、異常がないもの」とは、胸部Ｘ線写真上心胸郭比が正常で、無症状のものをいう。<br>⒁ 通常胸部Ｘ線写真上、心胸郭比 50％以上を異常心拡大とするが、間接写真においては測定誤差もあるため、心胸郭比のみによる不合格基準は 55％以上とする。<br>ただし、撮影時に吸気が不十分な場合には、心胸郭比が過大評価されるので、55％以上の値が得られた場合には、十分な吸気を行わせて再検査する配慮が必要である。<br>⒂ 「脳血管障害の既往歴」及び「診断のついている脳血管の異常」は、全て不合格とする。<br>⒃ 静脈疾患のうち、「高度の下肢静脈瘤」は不合格であるが、単なる静脈の拡張のみで、症状がなく、浮腫、褐色硬結、皮膚炎、潰瘍等の所見や血栓性静脈炎の既往のないもので、隊務に支障がないと判断されるものは合格として差し支えない。 |
| 10 呼吸器系の疾患（胸郭の異常を含む。） | ⑴ 鼻腔、副鼻腔、咽頭及び喉頭の疾患<br>ア 絶えず口を開けている場合には「高度の鼻閉があるもの（鼻呼吸が極めて困難なもの）」を疑い、口を閉じさせて鼻呼吸ができるかどうかを観察する必要がある。鼻呼吸が可能であっても隊務に支障を来すおそれのある経口ステロイド等の治療を要するものは不合格とする。<br>イ 「言語が著しく不明瞭なもの及び無声症」には、強度の吃音を含む。判定時 |

| | |
|---|---|
| | の会話を利用して判定するが、各検査官及び検者もそれぞれの検査間の応答について異常を認めたときは、判定官に報告する着意が必要である。なお、吃音に対しては、緊張を和らげるような雰囲気において問答する着意は必要であるが、復命、復唱及び報告等緊急下における発声を考慮して判定する。<br>⑵ 「胸郭の奇形、変形」のうち扁平胸、漏斗胸、はと胸等は、胸部内臓に異常を認めない限り、著しく強度のもの以外は、合格として差し支えないが、身長との均衡を参考にして判定する。<br>なお、肋骨カリエスによる肋骨一部切除は、奇形及び変形の範ちゅうと考える。<br>⑶ 「胸部X線間接写真所見で肺野、縦隔及び胸郭等に病的異常陰影又は手術による変形を認めるもの」には、前号に掲げるものは含まない。 |
| 11 消化器系の疾患(腹壁の異常を含む。) | ⑴ 「機能障害を伴う腹壁の瘢痕及び腹壁瘻孔」は、不合格とする。<br>⑵ 「腹壁疾患の疑いがあるもの」のうち、腹壁ヘルニアで、受検者自身その存在を全く自覚せず、初めて指摘されたような軽度のものは、隊務に支障のない限り合格とする。<br>なお、臍ヘルニアについても同様な趣旨で判定する。<br>⑶ 「腹膜疾患の疑いがあるもの」は、将来重篤な状態を招く危険性が大きいので、全て不合格とする。<br>⑷ 「開腹手術の既往歴」は、試験開腹の既往歴の場合にはそれが診断書等により確認された場合、開腹手術後５年以上経過し合併症がない場合、及び腹腔鏡下手術後１年以上経過し合併症がない場合は合格とする。<br>⑸ 「消化、吸収、排泄障害を来し隊務に支障がある疾患」は、不合格であるが、慢性胃腸疾患については慢性胃炎、胃十二指腸潰瘍(瘢痕)、過敏性腸症候群等で重篤な状態を来さない疾患は合格とする。 |
| 12 皮膚及び皮下組織の疾患 | ⑴ 「難治又は慢性で隊務に支障を来し皮膚障害」には、常時治療を要したり、感染を伴う等の重症なアトピー性皮膚炎を含む。<br>⑵ 「皮膚及び皮下組織障害で、著しい業務環境制限を必要とするもの」には、日光過敏症等が含まれる。<br>⑶ 「刺青」は、疾患ではないが、統率上の観点から排除する方向でチェックすべきである。ただし、専ら美容を目的として眉又はまぶたに施されたもの(化粧の一つとして世間一般的に認められているまゆ墨、アイライン等のアートメイク)については、この限りでない。<br>なお、刺青除去術後の瘢痕については、一般の瘢痕として取り扱う。 |
| 13 筋骨格系及び結合組織の疾患 | ⑴「脊椎の骨折、脱臼、脊椎疾患の疑い又はその既往歴」は、野外における過酷な行動を要求される自衛官にとって著しい障害となる可能性が大きいので、２年以上全く無症状に経過しており、しかも、近い将来再発のおそれが無い場合のほか、不合格とする。 |

| | |
|---|---|
| | なお、手術歴のあるものについては、診断書等により確認すること。<br>⑵ 「脊椎の強度わん曲にて機能障害があるもの」とは、装具の装着を妨げ、又は胸部若しくは腹部内臓に異常を認め、それが隊務に支障を及ぼすと考えられるものをいう。<br>⑶ 「筋力低下」とは、徒手筋力テストで４以下のものをいう。<br>⑷ 「四肢関節の関節可動域が、正常の 3/4 以下のもの」は、日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示法(「関節可動域表示ならびに測定法」)に示されている参考可動域を基準に判定する。<br>⑸ 「著しい関節不安定性又は習慣性(反復性)関節脱臼があるもの」は、全て不合格である。<br>⑹ 「関節の奇形、変形が著しいもの」には、装具の装着を妨げず隊務に支障がない程度のものは含まれない。<br>⑺ 「合指(趾)、癒着症で隊務に支障があるもの」のうち、趾の癒着については、特に長距離の歩行に支障があるか否かについて判断する。 |
| 14 尿路、男性生殖器系の疾患 | ⑴ 「ネフローゼ症候群の既往歴があるもの」のうち、完全寛解していて、長期(おおむね５年以上)にわたって再発がなく、後遺症がないものを除く。<br>⑵ 「尿路の通過障害」には、自然排泄の困難な尿路結石、高度の腎盂尿管移行部狭窄、尿管狭窄、高度の膀胱尿管逆流、前立腺肥大症、尿道狭窄等が含まれる。<br>⑶ 「慢性の尿路感染症があり、隊務に支障があるもの」とは、慢性腎盂腎炎、慢性膀胱炎等で腰痛、下腹部の不快感・疼痛、膀胱刺激症状、膿尿等が持続するため、隊務に支障があるものをいう。<br>⑷ 「男性生殖器の疾患があり、隊務に支障があるもの」とは、慢性前立腺炎、慢性精巣上体炎等で、膀胱刺激症状、下腹部の不快感及び鈍痛、陰嚢内の鈍痛等が持続するため、隊務に支障があるものをいう。<br>⑸ 開腹手術及び腹腔鏡下手術の既往に関しては、第１１項第４号を適用する。 |
| 15 女性生殖器(乳房を含む。)の疾患等 | ⑴「月経異常（月経困難症、月経過多症等）」のうち、器質的疾患がなく、内服治療（低用量ピル等）により、症状が安定しているものは合格として差し支えない。ただし、不合格疾患に該当する器質的疾患がないこと及び低用量ピルを内服している場合は以下の点について診断書等により確認すること。<br>ア　内服開始後４か月以上経過していること（内服中断期間が４週以上あった場合は、内服再開から４か月以上）。<br>イ　血栓症を含む副作用がないこと。<br>ウ　内服しない場合においても、休養が必要な症状を認めないこと。<br>⑵ 女性生殖器疾患の検査は、問診により行う。ただし、「妊娠中のもの」に関する検査は、尿による妊娠反応の結果と併せて判定する。<br>⑶ 前号による検査の結果､疑わしい場合には､産婦人科医師による診療(部内病院を原則とする。)の結果をもって判定する。<br>⑷ 開腹手術及び腹腔鏡下手術の既往に関しては、第１１項第４号を適用する。た |

| | |
|---|---|
| | だし、帝王切開術の場合については、診断書等により合併症がないことが判明した場合は合格とする。 |
| 16 歯、顎及び口腔等の疾患 | 「疾患があるもの」とは、以下の判定基準に該当するものをいう。<br>⑴ 判定基準<br>ア 欠損歯(第３大臼歯を含まず。)、Ｃ４歯及びＣ３歯の合計が８歯以上ある場合<br>イ 大臼歯(第３大臼歯を含まず。)のＣ４歯と欠損歯の合計が５歯以上ある場合<br>ウ 重度歯周炎、顎関節症、奇形、顎変形症、不整咬合等により、そしゃく、発音及び嚥下機能において隊務に支障を来すと判断される場合<br>エ 口腔粘膜疾患あるいは口腔領域の硬組織、軟組織疾患等で、隊務に支障を来すと判断される場合<br>⑵ 判定上の注意<br>本基準は、これを機械的に適用することなく、咬合状態、そしゃく、発音、嚥機能等の良否及び次の事項を参考にして総合的に判定しなければならない。<br>ア 第３大臼歯の欠損は、欠損歯として扱わない。<br>イ 補綴の必要のない歯間の隙は、欠損歯として扱わない。<br>ウ 再治療を要する処置歯及び欠損補綴は、う蝕歯又は欠損歯として扱う。<br>エ 治療中のう蝕歯は、未処置歯として扱う。 |
| 17 先天奇形、変形及び染色体異常 | ⑴ 一部の先天奇形、変形及びその手術後の判断については既に記述したとおりであるが、それ以外の先天奇形、変形については、「装具の着用を妨げるか等の観点から、隊務に支障がある」か判定する。<br>⑵ 先天奇形、変形のうち、手術後５年以上を経過して、再発、後遺症がなく、再発の可能性のないものは、合格として差し支えない。<br>⑶ 染色体異常のあるもの又は疑いのあるものは、不合格とする。 |
| 18 症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの | 「異常検査所見で他に分類されないもの」には、診断のついていない尿糖陽性、尿蛋白陽性、胸部Ｘ線写真上の異常陰影等が含まれる。診断はついておらず、正常範囲内である可能性もあるので、精密検査により異常がないとの診断が得られれば合格として差し支えない。 |
| 19 損傷、中毒及びその他の外因の影響 | ⑴ 「損傷の影響」には頭頸部、体幹、四肢全ての表在損傷、骨折及び神経・血管・筋・腱・関節・内臓等の損傷を含み、これが治癒していない、又はその続発・後遺症があるために、隊務に支障がある場合は不合格とする。<br>⑵ 「中毒の影響」には、薬物、化学物質、有毒ガス、食物として摂取された有害 |

| | |
|---|---|
| | 物質、有害動物の毒作用等によるものを含み、これが治癒していない、又はその続発・後遺症があるために、隊務に支障がある場合は不合格とする。隊務に支障のある食物アレルギーとは、原因と疑われる食物を摂取することにより、重篤な即時型アレルギー、すなわち呼吸困難、血圧低下、意識障害等を来す可能性が高いものをいう。疑われる場合は、必要に応じ精密検査の結果により判断する。<br>⑶ 「その他の外因の影響」には、熱、光、放射線、気圧、水圧等によるものを含み、これが治癒していない、又はその続発、後遺症があるために、隊務に支障がある場合は不合格とする。 |
| 20 その他 | 上記疾患のほか、装具の着用を妨げる等の理由により隊務に支障があるもの。 |

別紙第３

# 身体検査合格基準一覧表

<table>
<tr><th colspan="2">区分<br>項目</th><th>男性自衛官等</th><th>女性自衛官等</th><th>男子学生</th><th>女子学生</th></tr>
<tr><td colspan="2">身 長</td><td>１５０ｃｍ以上</td><td>１４０ｃｍ以上</td><td>１５０ｃｍ以上</td><td>１４０ｃｍ以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">体 重</td><td colspan="4">自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令(昭和２９年防衛庁訓令第１４号)付表第１による。</td></tr>
<tr><td colspan="2">視 力</td><td colspan="4">両側とも次のいずれかであること<br>１ 裸眼視力が０．６以上<br>２ 矯正視力が０．８以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">聴<br>力</td><td>聴力計</td><td colspan="4">１，０００Ｈｚ、４，０００Ｈｚにおいて、それぞれ一側が３０ｄＢ以下、他側が５０ｄＢ以下で聞きわけるもの</td></tr>
<tr><td>秒時計</td><td colspan="4">両側とも１ｍ以上の距離で聞きわけるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">色 覚</td><td colspan="4">強度の色覚異常でないもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">疾 患</td><td colspan="4">自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令(昭和２９年防衛庁訓令第１４号)付表第２に掲げる不合格疾患のいずれをも有しないもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">受験者<br>の<br>種 別</td><td colspan="2">「医科・歯科幹部」<br>「技術海上幹部・海曹(航空管制を除く。)」<br>「一般(飛行要員を除く。)・技術・医科・歯科及び薬剤科各幹部候補生」<br>「一般曹候補生」<br>「自衛官候補生」<br>「自衛隊貸費学生」<br>「予備自衛官補」</td><td colspan="2">「防衛大学校男子学生」<br>「防衛医科大学校男子学生」<br>「防衛大学校女子学生」<br>「防衛医科大学校女子学生」</td></tr>
</table>